

産業廃棄物処理施設 維持管理情報の公表

平成 23 年 3 月
福岡市環境局 産業廃棄物指導課

平成 23 年 4 月 1 日から、産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場、石綿熔融施設、PCB 等処理施設）の設置者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を、インターネットの利用（インターネットでの公表が困難な場合は、CD-ROM の配布、紙媒体の記録の閲覧等の方法）により公表しなければなりません。

なお、維持管理情報の公表期間は、「公表の時期」にそれぞれ掲げる日から 3 年間です。

根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 3 第 2 項

同法施行規則第 12 条の 7 の 2 各号（公表事項）及び第 12 条の 7 の 3 各号（公表時期）

管理型最終処分場：12 項目

公表する項目		公表の時期	
1	維持管理に関する計画	常時	
2	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日	
3	擁壁等の定期的な点検と措置に関する事項	(1)点検を行った年月日及びその結果 (2)点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	(1)点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2)措置を講じた日の属する月の翌月の末日
4	遮水工の定期的な点検と措置に関する事項	(1)点検を行った年月日及びその結果 (2)点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	(1)点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2)措置を講じた日の属する月の翌月の末日
5	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査 ・埋立処分開始前に測定した地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン、ダイオキシン類の濃度 ・埋立処分開始後に測定した地下水等検査項目、ダイオキシン類の濃度（1 年に 1 回以上）	(1)水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 (2)水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 (3)水質検査の結果の得られた年月日 (4)水質検査の結果	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分開始後に測定した電気伝導率又は塩化物イオン（1月に1回以上） ・上の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合に、速やかに測定することとされている地下水等検査項目、ダイオキシン類の濃度 		
<p>6 放流水の水質検査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量（基準省令別表第一の備考4に規定する場合に限る。）についての測定（1月に1回以上） ・上記以外の排水基準等に係る項目についての測定、ダイオキシン類に係る水質検査（1年に1回以上） 	<p>(1)水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所</p> <p>(2)水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日</p> <p>(3)水質検査の結果の得られた年月日</p> <p>(4)水質検査の結果</p>	<p>水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>7 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する事項</p>	<p>(1)措置を講じた年月日</p> <p>(2)措置の内容</p>	<p>措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>8 ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する事項</p>		
<p>9 調整池の定期的な点検と措置に関する事項</p>	<p>(1)点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2)点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容</p>	<p>(1)点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2)措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>10 浸出液処理設備の機能の状態の定期的な点検と措置に関する事項</p>	<p>(1)点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2)点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容</p>	<p>(1)点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2)措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>11 有効な防凍のための設備の定期的な点検と措置に関する事項 (既存の管理型最終処分場は、平成23年9月30日まで適用しない。)</p>	<p>(1)点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2)点検の結果、有効な防凍のための設備の状況に異状が認め</p>	<p>(1)点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2)措置を講じた日</p>

	られた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	の属する月の翌月の末日
12 残余の埋立容量に関する事項（1年に1回以上）	(1)測定を行った年月日 (2)測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

※平成10年6月17日より前に設置の許可を受け、同日以後変更許可を受けたことがないものについては、今後変更許可を受けるまでの間に限り「1 維持管理に関する計画」の公表が免除されます。（平成22年改正法附則第4条第3項）